4/30
朝日

生活保護者は収入認定せず

厚生労働省は、政府が新型コロナウイルスの経済対策として全国民に一律支給する十万円に関し、生活保護受給者が受け取る場合、収入と認定しないことを決めた。生活保護制度上の収入と見なされると、保護費を減額される恐れがあり、困窮者の暮らしに影響が出ないよう配慮した。

生活保護は憲法が保障する生存権に基づく制度。世帯の収入が、国の定める基準で計算する最低生活費より少なければ、その差額が保護費として支給される。政府支給の十万円は二十七日時点で住民基本台帳に記載の全ての人が対象となる。